

越 監 公 表 第 1 0 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和8年（2026年）2月に定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 大 助

越谷市監査委員 野 口 高 明

令和7年度(2025年度) 第4回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和7年度分）

市民協働部

- ・市民活動支援課 桜井地区センター 新方地区センター 大袋地区センター
- ・くらし安心課
- ・市民課 パスポートセンター
- ・北部出張所
- ・南部出張所

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 過大徴収・過少徴収	ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 イ 調定漏れはないか。
2 業務の遅滞	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。
3 決裁の不備・誤り	ア 収入に関する通知、帳票は、決裁すべき専決権者により決裁されているか。
4 収入金の盗難・紛失	ア 現金（前渡金、概算払金、釣銭及び窓口保管金を含む。）、有価証券等の保管及び取扱いは適正か。また、確実かつ有利な方法により保管されているか。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務

- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の支出事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ 現金取扱事務
 - ⑤ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 基金の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和7年(2025年)12月9日(火)から令和8年(2026年)2月13日(金)まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、市民協働部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨、又は所要の対応を図る旨の報告を受けている。対応を図ることとした事項については、確実に実行されるよう要望する。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 調定事務において、収入科目に誤りのあるものがあった。

歳入予算の科目については、地方自治法等の規定に基づき区分され、行政財産使用料は「13 款 使用料及び手数料」、普通財産貸付料は「16 款 財産収入」に分類されている。

当該各財産に係る収入事務の状況を確認したところ、行政財産である土地の使用許可の対価として徴収すべき収入を使用料ではなく財産収入の科目で処理していたものである。
(くらし安心課)

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、未支給となっているものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、

最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、旅行命令及び旅費請求に係る手続を失念していたため、未支給となっていたものである。

(市民活動支援課、桜井地区センター)

(2) 委託契約事務において、指定管理者の事業計画書が事業開始前に確認の決裁を受けていないものがあつた。

市民活動支援センターの指定管理者との基本協定書では、市は毎年度指定する期日までに指定管理者から事業報告書の提出を受け、その確認等を行うこととなっているが、当該提出期日の指定や収受の記録及び内容確認の決裁手続が行われていなかったものである。

(市民活動支援課)

(3) 会計年度任用職員報酬の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

会計年度任用職員に対し支給する給与のうち、超過勤務手当に相当する報酬については、越谷市会計年度任用職員の給与等に関する条例等により、対象となる時間外勤務の区分に応じた支給割合などが規定されている。

当該職員への報酬の支給状況を確認したところ、休日に勤務した分に適用すべき支給割合の区分を誤ったことにより、支給不足となっていたものである。

(くらし安心課)

【指導事項】

<収入事務>

(1) 調定事務

① 調定の時期に誤りのあつたもの。 (くらし安心課)

(2) 収納事務

① 納期限の設定に誤りのあつたもの。 (くらし安心課)

(3) その他の収入事務

① 部長専決事項に係る報告手続が行われていなかったもの。 (市民活動支援課)

<支出事務>

(1) 契約事務

① 決裁区分に誤りがあつたもの。 (市民活動支援課、くらし安心課)

(2) 補助金等の交付事務

① 補助対象経費の範囲が不明確だったもの。 (市民活動支援課)

<財産管理>

(1) 物品の管理

① 廃棄(交換)に係る手続が未処理のまま処分されていたもの。(くらし安心課)

② 切手等の管理が適切に行われていなかったもの。(くらし安心課)

(2) 公有財産の管理

- ① 行政財産の使用許可事務において、規定どおりに行われていない事務処理があったもの。 (くらし安心課)

(3) 基金の管理

- ① 規定どおりに管理が行われていなかったもの。 (市民活動支援課)